

屋外広告物の点検に関する説明会 質疑応答（2025/7/1）

注：「報告書」…「点検報告書」 「広告物等」…「屋外広告物等」

番号	分類	質問	回答
1	点検時期	点検時期について「申請前3か月以内に実施」とあるが、短いような気がする。3か月の根拠はあるのか。	（東京都屋外広告物担当） 具体的に点検の発注から実施までの期間などの積み上げで算定したわけではないですが、令和6年度に施行規則を改正するにあたり、学識経験者や業界の方で構成される東京都広告物審議会で議論した中で、点検にかかる契約・点検実施・改善対応などの期間を考慮して決めたものです。
2	点検時期	許可権者から申請者に対して許可更新のお知らせハガキが来て、それから申請者から当社に点検の依頼が来ると、点検までに1か月程度要することになり、結果的に更新期限を過ぎてしまうのではないかと危惧している。都は更新期限の延長を認めているか。または、更新期限を過ぎてしまっても問題はないか。	（東京都屋外広告物担当） ハガキなどによる更新のお知らせは自治体ごとに対応が異なりますが、お知らせに気づかなかった場合、杓子定規に回答するのであれば、「許可期限を満了したときは広告物等を遅滞なく除却」ということになります。一方で、一日過ぎたからといって、一概に、即除却や罰則適用ということになるものではなく、そのような場合は、速やかに許可権者と相談していただくようお願いいたします。 （東京屋外広告美術協同組合） 古い点検写真を添付するケースがあるため、3ヶ月以内という期限にしています。申請者側で、期限に遅れないようスケジュール調整すべきと考えます。
3	写真	施工会社の者である。これまでは点検写真として外観写真を添付していたが、点検項目が18項目に増えたことに伴い、すべての点検項目について近接写真が必要か。	（東京都屋外広告物担当） 18項目すべてに対応する写真が必要となるわけではありませんが、点検対象の広告物の全景写真及び表示面を撮影したカラー写真を添付してください。加えて、要改善の場合には、補修前後のカラー写真を添付してください。 カラー写真であれば、パソコン等で出力した画像でも構いません。いずれにしても点検対象物が確認できる大きさ（サービスサイズ程度）と解像度のものを提出してください。 なお、サービスサイズ程度とは写真店やコンビニなどで一般的に利用される写真のプリントサイズの一つで、L判と呼ばれているサイズを想定しています。L版の大きさは、一般的に89mm x 127mmとなります。

番号	分類	質問	回答
4	点検時期	要改善の場合は改善されないと許可されないとのことだが、申請者がお金が無くて改善できない場合は、一旦、除却しなければならないのか。また、規則改正時点で、すでに今年度の予算を決めていた会社等、改善に要する予算が無い申請者が存在することが考えられる。そのような場合、申請者にとって負担が大きいのと考える。規則改正公布から施行までの猶予期間1年は短いのではないかと。例えば3年くらい必要ではないか。	(東京都屋外広告物担当) ご意見のとおり、看板の所有者様にとって、新たに点検の負担が増えるなど、金銭面などで負担をおかけすることになりますが、どのくらいの周知期間が適切か等、前述の広告物審議会で議論して1年間といたしましたので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。
5	点検方法	施工会社の者である。質問番号3と同じ質問を繰り返すが、詳しく聞きたい。18項目は、高所作業車等を使用した近接目視による点検が必須か。また、新規許可から2年後の更新時点ではまだ看板が新しいと思うが、そこでも高所作業車による近接目視点検が必要か。その後も2年ごとの更新を行うたびに新たに点検を行う必要があるか。2年ごとの点検は、看板所有者にとってかなり負担であるとする。	(東京都屋外広告物担当) 目視・打診・触診など様々な点検方法があります。また、設置状況によっては高所作業車を用いる必要があるなど、広告物の状況や場所に応じて様々な点検方法が考えられます。東京都として具体的な点検方法を定めてはおりませんが、業界団体が発行している基準等を参考にしながら、どのような点検が望ましいかをご自身で判断いただき、点検を行ってください。 【参考】 ・屋外広告物の安全点検に関する指針（案）（国土交通省） ・オーナーさんのための看板の安全管理ガイドブック（屋外広告物適正化推進委員会） ・屋外広告物点検基準（案）（一般社団法人日本屋外広告業団体連合会、公益社団法人全日本ネオン協会、一般社団法人サインの森）
6	作成方法	現在は1申請で複数の広告物等がある場合でも1枚の報告書で提出しているが、新様式では広告物等ごとに報告書の作成が必要になるのか。	(東京都屋外広告物担当) 1申請につき広告物等が複数ある場合、1広告物等につき1枚の報告書を作成するのが望ましいですが、少なくとも1申請につき広告物等の種類ごとに1枚の報告書を作成するようお願いいたします。
7	点検時期	質問番号2と似た質問だが、点検後に補修を行う場合など、補修に時間を要して許可申請までの間に3ヶ月経過してしまったら、再度点検を行う必要があるか。	(東京都屋外広告物担当) 原則は許可申請前3か月以内の点検が必要ですが、ご質問のような状況や、どうしても間に合わないなどの事情がある場合は、許可権者にご相談ください。

番号	分類	質問	回答
8	点検対象	施工業者の者だが、TOKYO強靱化プロジェクトに関連し、現在許可申請を要しないものについて、どういった考えで対応していくのか。	(東京都屋外広告物担当) 今回の規則改正の対象は、許可申請が必要な広告板、広告塔、アーチ、装飾街路灯に関する点検ですが、実際には、許可が不要な袖看板などの広告物が多数存在します。広告物審議会においても、許可が不要な袖看板などへの対応についての議論がありましたが、まずは、許可が必要なものにかかる点検の取組みを促進するという観点で、制度改正を行いました。一方、許可対象ではない看板等についても、台風・地震などによる落下リスクは等しく存在するため、今後の課題と認識しています。
9	その他	ビルのオーナーである。管理者の責任の話があった。入居しているテナントの看板に関して、ビルのオーナーは責任を負うのか。	(東京都屋外広告物担当) 維持管理についての責任は第一義的には広告物の所有者が負います。テナントのみならず、オーナーさんにおいてもしっかり点検を行うことが必要です。東京都屋外広告物条例第20条の管理義務の規定には「広告主、広告主から委託を受けて広告物等を表示し、若しくは設置する者若しくは広告物等の所有者、占有者その他当該広告物等について権原を有する者又は当該広告物等の管理者は、広告物等に関し、補修その他必要な管理を行い、良好な状態に保持しなければならない。」とありますので、その趣旨に基づいて、点検等の取組みを行ってください。 (東京都屋外広告美術協会) 確かに条例上は上記のとおりですが、例えば施工業者が不適切な施工をしたり、管理会社が不適切な管理をしたことに起因する事故が発生した場合は、施工会社や管理会社の責任が民事的に追及される場合もあると考えます。
10	その他	施工や点検を行っている者である。以下の要望がある。 ・高所点検に使用する高所作業車の特殊車両通行許可申請が、国道、都道限らず2～3ヶ月かかることがある。看板点検に必要なものであり、これを適用除外にするなど、改善して欲しい。 ・各許可権者から継続申請のお知らせが来るのが通常更新期限の2か月前である。これでは期間が短すぎるので、例えば5か月前にするなど、改善してほしい。 ・不動産業者が看板設置に大いにかかわっている。袖看板などの使用料なども徴収している。点検業者からの進言だけでは予算を確保してもらえないので、不動産業者への啓蒙を行ってほしい。都には不動産業に関する部署があるので、連携してほしい。	(東京都屋外広告物担当) 東京都のみで対応するもの、区市町等と連携して対応するものがあります。ご意見として承ります。